

台風 19 号による被害にあわれたお客様へのお知らせ

令和元年10月18日

この度の台風 19 号による被害にあわれた皆さま方には、心よりお見舞い申し上げます。
水戸信用金庫は、この度の台風により被災されたお客様に対し、状況に応じ以下のとおり対応させていただきますので、お気軽にご相談ください。

記

1. 預金証書、通帳を紛失した場合やお届の印鑑がない場合でも、ご本人様であることを確認のうえ払戻しの手続きをさせていただきます。
2. ご事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前の払戻しに応じます。また、これを担保とすること融資にも対応させていただきます。
3. 汚れた紙幣や硬貨は、お引換えいたします。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形の取立等につきましては、窓口にご相談ください。
5. 災害時における手形（電子記録債権を含む）の不渡処分につきましては、窓口にご相談ください。
6. 国債を紛失された場合は、窓口にご相談ください。
7. ご融資（お借入れ、ご返済等）に関しましては、融資窓口にご相談ください。
8. 窓口業務は、午後3時までとなっておりますが、緊急を要する場合は、お近くの店舗にご相談ください。

以上